

# 住吉区校庭等の芝生維持管理の自立化支援補助金交付要綱

制定 平成 30 年 4 月 1 日

## (目的)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、地域住民が校庭等を芝生化することにより子どもたちが緑の中で遊べる環境をつくると共に、その活動を通じて地域のコミュニケーションを活性化させ地域づくりの実現をめざすために行う、住吉区校庭等の芝生維持管理事業について、その活動の自立化を支援するための補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要綱において、「校庭等」とは、「住吉区校庭等の芝生化事業補助金交付要綱」ほか、大阪市補助金交付規則及び大阪府補助金交付規則に基づく関係補助金要綱等による補助金の交付を受け芝生の施工を行った用地をいう。

## (補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、次の各号のすべてに該当する者として、別表 2 に掲げる者をいう。

- (1) 地域住民等で組織される校庭等の芝生化実行委員会等（以下「実行委員会等」という。）
- (2) 校庭等の芝生化について、芝生化用地の使用の同意を得た者
- (3) 「住吉区校庭等の芝生化事業補助金交付要綱」ほか、大阪市補助金交付規則及び大阪府補助金交付規則に基づく関係補助金要綱等による補助金の交付を受け芝生の施工を行った者

## (補助対象事業)

第4条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）とは、「住吉区校庭等の芝生化事業補助金交付要綱」ほか、大阪市補助金交付規則及び大阪府補助金交付規則に基づく関係補助金要綱等による補助金の交付を受け実行委員会等が整備した芝生について、維持管理を行う事業をいう。ただし、住吉区地域活動協議会補助金交付要綱に基づく補助を受けるものは除く。

## (補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助の対象とする経費は、補助事業に要する経費のうち、別表第 1 に掲げる補助対象項目に要する経費とする。

2 補助金の額は、別表第 3 に掲げる額とする。

## (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、住吉区校庭等の芝生維持管理事業の自立化支援補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要な事項を記載し、事業開始の 30 日前までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 芝生化平面図（求積図）

- (4) 実行委員会等の構成役員等名簿
- (5) 実行委員会等の団体規約
- (6) 申請時における芝生の状態を示す写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 第1項による交付申請は、初回申請を行った事業年度を含む3事業年度に限り行えるものとする。

#### (交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、住吉区校庭等の芝生維持管理事業の自立化支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金の交付申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、住吉区校庭等の芝生維持管理事業の自立化支援補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、補助金の交付申請を行った者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

#### (申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、住吉区校庭等の芝生維持管理事業の自立化支援補助金交付申請取下書（様式第6号）により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

#### (交付の時期等)

- 第9条 市長は、補助事業の完了前に、補助金の全部または一部を概算払により交付するものとする。
- 2 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第7条第1項に基づき決定された補助金の額の範囲内で概算払による交付を市長に請求するものとする。
  - 3 市長は、前項の規定による概算払による交付の請求を受けたときは、概算払による交付を行う必要性を精査し、必要と認めたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

#### (補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、住吉区校庭等の芝生維持管理事業の自立化支援補助金変更承認申請書（様式第7号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、住吉区校庭等の芝生維持管理事業の自立化支援補助金中止・廃止承認申請書（様式第8号）を市長に対し提出し、承認を受けなければならない。

- 2 第1項の承認を行った場合においては、市長は住吉区校庭等の芝生維持管理事業の自立化支援補助金変更・中止・廃止承認通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により補助金の交付の中止又は廃止の承認を受けた場合において、既に補助金が交付

されているときは、補助事業者は、補助金の金額を、承認を受けた日から 20 日以内に返還しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第 11 条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、住吉区校庭等の芝生維持管理事業の自立化支援補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第 10 号）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

4 第 6 条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

5 補助事業者は、第 2 項の規定による通知を受けたとき、取消し又は変更後の補助金の額が既に交付を受けた補助金の額を下回っているときは、通知を受けた日から 20 日以内に、住吉区校庭等の芝生維持管理事業の自立化支援補助金との差額を、市長が交付する納付書により戻入しなければならない。

6 補助事業者が前項の規定により戻入する補助金の額は、第 3 項の規定による補助金の交付がある場合には、当該補助金の額と相殺することができる。

(補助事業等の適正な遂行)

第 12 条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（備品）については、事業完了後においても最低 5 年間は善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

3 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしなければならない。

(立入検査等)

第 13 条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、住吉区校庭等の芝生維持管理事業の自立化支援補助金実績報告書（様式第 11 号）に必要な事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第 12 号）

(2) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

(補助金の額の確定等)

第 15 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、住吉区校庭等の芝生維持管理事業の自立化支援補助金額確定通知書（様式第 13 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の精算）

第 16 条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、速やかに住吉区校庭等の芝生維持管理事業の自立化支援補助金精算書（様式第 14 号）（以下「精算書」という。）を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業等が行われている場合にあっては、概算払による交付を受けた日の属する年度の末日までに作成するものとする。

- 2 補助事業者は、精算書を当該補助事業の完了後 20 日以内に市長に提出しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、あらかじめ提出した収支決算書に概算払に係る精算内容を表記し、かつ、収支決算書により表記された精算金額と前条により通知された金額に相違がないときは、収支決算書を提出したことをもって、精算書を出したものとみなす。
- 4 市長は、第 1 項の規定による精算書又は前項の収支決算書の内容を精査し、精算により剰余又は不足が生じていると認める場合には補助事業者あて通知しなければならない。
- 5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 20 日以内に、剰余金を市長が交付する納付書により戻入りし、又は速やかに不足額に係る請求をしなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第 17 条 規則第 17 条第 3 項の規定による通知においては、市長は、住吉区校庭等の芝生維持管理事業の自立化支援補助金交付決定取消書（様式第 15 号）により通知するものとする。

（関係書類の整備）

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 15 条の通知を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 補助対象事業者

大阪市立東粉浜小学校緑化推進委員会
苅田北小学校芝生化実行委員会
遠里小野校下地域活動協議会芝生化部会

別表第2 補助対象経費

補助対象経費	補助対象項目	内 容
	備品レンタル（※1）	備品のレンタルにかかる経費
	備品修繕関連費用（※1）	備品の修繕に関する経費（備品にかかる部品等の購入費用も含む）
	芝生の補植費用	補植時に必要な経費（補植芝、肥料、オーバーシード作業の施工及び材料費、目砂、維持管理機器用燃料）

（※1） 備品とは、芝生の維持管理に用いる電動芝刈り機類・エアレーション機器類・スプリンクラー機器類・配水設備類をさす。

別表第3 補助金の額

補助金の額	補助率（※1）	補助対象経費の1／2に相当する額
	補助対象事業者 及び 補助限度額	備品レンタル及び備品修繕関連費用
		大阪市立東粉浜小学校緑化推進委員会 80,000 円
		苅田北小学校芝生化実行委員会 80,000 円
		遠里小野校下地域活動協議会芝生化部会 80,000 円
		芝生の補植費用
		遠里小野校下地域活動協議会芝生化部会 72,000 円
		ただし、想定外の事由による（※2）補植面積の拡大に伴い、補助限度額を上回る補植費用を要する場合、予算の範囲内においてこれを超えて補助することができる。

（※1） 算出した補助金の額に1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てた額とする。

（※2） 病害虫・学校教育課程上の利用に伴う圧踏等による芝の枯死をいう。